

(平成23年8月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年7月17日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年7月及び同年8月の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月17日から14年4月16日まで
私がA社に勤務していた申立期間において、同社から支給されていた給与額は、手取りで月額約18万円から約19万円だったと記憶しているが、オンライン記録上の標準報酬月額は、11万円と低額となっている。
平成12年から14年までの給与所得の源泉徴収票を所持しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年7月17日から同年9月1日までの期間については、申立人が所持する「平成12年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の給与所得の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年9月1日から14年4月16日までの期間については、i) 申立人が所持する「平成12年分及び13年分給与所得の源泉徴収票」並びに12年10月以降の標準報酬月額が申立人と同額である同僚から提出された給与支給明細書によれば、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していること、ii) 申立人が所持する「平成14年分給与所得の源泉徴収票」から推認できる厚生年金保険料の総額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の総額を下回っていることがそれぞれ認められる。

このほか、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和41年5月23日にA社に入社し、62年3月31日に退職した。同社で、数回転勤はあったものの、継続して勤務しており、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社では、申立人は、昭和44年10月1日付けで異動したものと考えられるとしている上、申立人と一緒に同社B支店から同社C支店に転勤した同僚も、同年10月1日に異動したとしていることから、申立人の同社B支店における資格喪失日を、同社C支店における資格取得日と同日の同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述のとおり、A社では、申立人は、昭和44年10月1日付けで異動したものと考えられるとしている一方、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄には、「昭和44年9月30日付け転勤」と記載されており、申立期間当時、資格喪失日は同年9月30日として処理されていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年6月21日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間③に係る賞与が、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後に支給されたことが確認されたことから、当該あっせんに基づく申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 17 日
② 平成 17 年 7 月 12 日
③ 平成 17 年 12 月 21 日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。賞与が支給されている期間について、正しい記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成23年6月21日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成23年6月21日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間③について、事業主から提出された賃金台帳によれば、申立人は、平成17年12月21日に賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できるが、オンライン記録によれば、申立人は、同年10月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成23年6月21日付けあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立人

の申立期間③に係る賞与が、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に支給されていることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月16日から同年4月2日まで

私は、昭和44年3月27日からB社に勤務していたが、48年3月にA社に出向した際の厚生年金保険の加入記録が途切れているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継事業所であるC社から提出された回答書及び元上司等の証言により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業所名は不明であるものの、A社のものと推認できる申立人の雇用保険の加入記録における取得日より、申立人は、申立期間において同社に在籍していたことが推認できることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日を、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和48年3月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から44年4月10日まで
オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は2万6,000円とされているが、私の所持する「社員手帳」には、申立期間より前の昭和43年4月1日付けで基本給が3万300円と記載されている。A社の「社会保険被保険者台帳」には、私の申立期間の報酬月額が3万6,433円と記載されているということであり、オンライン記録上の標準報酬月額が誤りだと思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「社会保険被保険者台帳」には、申立期間の報酬月額は3万6,433円と記載されており、当該報酬月額は、標準報酬月額3万6,000円に相当することが確認できる。

また、オンライン記録上の標準報酬月額（2万6,000円）が、前述の「社会保険被保険者台帳」に記載された報酬月額に相当する標準報酬月額と相違していることについて、年金事務所では、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額欄を見ると、「26」と記載された後に赤字で「36」と加筆されたようにも見受けられるとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間の標準報酬月額は3万6,000円であったと認められ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、平成18年6月から19年8月までは標準報酬月額30万円、同年9月から20年7月までは標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、18年6月から19年8月までは30万円、同年9月から20年7月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月1日から20年8月1日まで

私は、給与30万円の約束で、平成18年6月1日にA業務担当としてB社に入社し、21年10月に退職するまで、約束どおり、30万円の給与を受け取っていた。私が所持している給料明細書によれば、厚生年金保険料として常に2万1,432円が控除されていることが確認できるにもかかわらず、「ねんきん定期便」に記載されている納付額は、1万4,288円から1万4,996円であり、事実と相違していることに初めて気付いた。申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月9日に20万円から30万円に訂正されたところ、

厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された申立期間の一部の給料明細書及び B 社から提出された賃金台帳によれば、申立期間において、厚生年金保険料率の改定が 2 度行われているものの、申立人は、資格取得時の厚生年金保険料率により算出された保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料明細書及び賃金台帳において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 6 月から 19 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 20 年 7 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行い、また、申立期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 5 月 4 日まで

厚生年金保険加入記録によれば、A社（現在は、B社）C支社における資格喪失日が昭和 48 年 1 月 1 日となっているが、同年 5 月の退職時まで厚生年金保険に加入していたはずなので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「営業員採用報告書」により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社では、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、「正社員は厚生年金保険に加入させているが、嘱託職員は加入させていなかった。個々人の事情により、正社員から嘱託職員に身分が変更となることもあり、在籍期間と厚生年金保険被保険者期間は必ずしも一致しない。」としている。

また、申立人と同様にA社C支社D営業所に勤務していた複数の者は、「個々人の事情により、正社員から嘱託職員に身分が変更となった場合には、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、給与から厚生年金保険料が控除されることも無かった。」と述べている。

さらに、A社C支社において申立人と同時期に被保険者資格が確認できる 24 人中 6 人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、2 か月から 14 か月を経て、再度被保険者資格を取得している記録が確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は、高校を卒業した直後の昭和 55 年 3 月 31 日からA市内のB社に勤務した。調理業務や、接客業務に従事していた。正社員として勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市内のB社に正社員として勤務したと申し立てている。

しかしながら、申立期間にB社における被保険者記録が確認できる者のうち、連絡の取れた16人に照会したところ、いずれも申立人を記憶していない上、申立人が氏名を記憶する同僚二人は、同社において被保険者資格を取得したことが確認できず、連絡先も不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、申立期間当時の事業主は、「当時、正社員の採用時には、本社で筆記試験と面接試験を行っていた。正社員であれば、私が面接試験に立ち会っているため、名前を記憶しているが、申立人については記憶が無いので、正社員ではない。パートやアルバイトは社会保険に加入させていない。」と述べているところ、申立人は、採用時の試験の詳細等について記憶していない。

さらに、前述の事業主及び申立期間当時の総務担当者は、「当時は高校の新卒者に対して正社員の求人を行っていなかった。」と述べており、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 11 月 15 日から申立期間までの間に被保険者資格を取得した 61 人の資格取得時の年齢を調査したところ、18 歳の者はいないことが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は

定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から62年9月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成元年4月21日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた。入社してから退職するまで給与が減額されたことが無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が減額されていることに納得できない。オンライン記録が間違っていると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立期間当時の資料は処分したため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」としているものの、厚生年金基金が保管する申立人の「厚生年金基金加入員台帳」に記録されている申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人と同様に標準報酬月額が減額となっている同僚3人が所持する申立期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、当該同僚3人のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
申立期間について、給与が下がったことは無かったにもかかわらず、標準報酬月額がその前後の期間と比べて減額されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人から提出された平成元年 4 月及び同年 7 月を除く申立期間に係る支給明細書によれば、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっている期間があるものの、厚生年金保険料については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

また、申立人から提出された A 市発行の「平成 2 年度市民税県民税特別徴収税額通知書」に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額から算出された厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録上の標準報酬月額は、B 社（現在は、C 社）が加

入する厚生年金基金（現在は、企業年金連合会）の加入記録における報酬標準給与とも一致している。

加えて、オンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 21 日から 8 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間の前後を通し、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後を通し、A社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社から提出された申立人の「退職願」、「非常勤職員契約書」及び「派遣職員契約・誓約書」によれば、申立人は、平成 7 年 6 月 9 日付けで退職願を提出し、その後、同年 6 月 21 日から 8 年 3 月 24 日までの期間について、同社と非常勤職員及び派遣職員契約を結んでいることが確認できる。

また、A社の事業主は、「正社員から非常勤職員に契約を変更する場合は、ほとんどが本人の希望によるものであり、非常勤職員及び派遣職員については、短時間勤務となることから、厚生年金保険に加入させていない。」としており、同社から提出された所得税源泉徴収簿及び賃金台帳によれば、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書および標準報酬決定通知書」によれば、同社では、申立人について、平成 7 年 6 月 21 日に被保険者資格を喪失し、8 年 4 月 1 日に被保険者資格を再取得する旨の届出を行っていることが確認でき、当該記録はオンライン記録とも一致し

ている。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①には非常勤職員としてA社（現在は、B社）に、また、申立期間②には時間職員としてC社にそれぞれ勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、D県から提出された申立人に係る人事記録及びB社からの回答書により、申立人が非常勤職員としてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①には適用事業所ではないことが確認できる。

また、D県は、非常勤職員については、昭和 51 年度から、1年間の雇用期間のある者を社会保険に加入させることとしている上、申立人と同時期に非常勤職員として勤務していたとする同僚についても、厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、D県に係る適用事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立期間①において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

申立期間②については、D県及びC社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人が時間職員として同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社では、「時間職員については共済及び厚生年金保険の加入対象としておらず、給与から掛金及び厚生年金保険料の控除もしていな

い。」としている。

また、申立人は、申立人と同時期に時間職員として勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。